

感染症広域情報：ポリオの発生状況（ポリオ発生国に渡航する際は、追加の予防接種をご検討ください。）（その１０）

●世界保健機関（WHO）は、ポリオウイルスについて「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態」を宣言しています。

●ポリオ発生国（インドネシア、パキスタン*、パプアニューギニア、アフガニスタン*、ケニア*、コンゴ民主共和国*、ソマリア*、ナイジェリア*、ニジェール*、モザンビーク）に渡航する人は、追加の予防接種を検討してください。

*これらの国の全土又は一部に退避勧告を発出中。

１ ポリオの発生状況

（１）世界保健機関（WHO）は、２０１４年５月５日、ポリオウイルスの国際的な広がりが、「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC, Public Health Emergency of International Concern）」であることを宣言しました。

２０１９年２月１９日、国際保健規則（IHR）緊急委員会の第２０回会合を開催し、現在の状況が引き続きPHEICに該当するとの見解を示すとともに、各国の発生状況を以下のとおり評価しています。

○「ポリオウイルス（野生型、ワクチン１型又は３型由来）の感染があり、国際的に感染を拡大させるリスクがある国」

インドネシア、パキスタン、パプアニューギニア、アフガニスタン、ソマリア、ナイジェリア

○「ポリオウイルス（ワクチン２型由来）の感染があり、国際的に感染を拡大させるリスクがある国」

ケニア、コンゴ（民）、ソマリア、ナイジェリア、ニジェール、モザンビーク

○「もはやポリオウイルス（野生型又はワクチン由来）の感染はないが、野生型又はワクチン由来の再感染に対して影響を受けやすい国」

シリア、カメルーン、中央アフリカ、チャド

（２）パキスタン政府は、同国に４週間以上の長期滞在する外国人を含めた全ての人にポリオ予防接種を義務化し、WHOが推奨する国際予防接種証明書の交付を行っています。

（３）アフガニスタン出入国時には、国際予防接種証明書の所持が求められることがあり、所持していない場合は、空港で予防接種を受けなければならない

ことがありますので、最新の情報は在アフガニスタン日本国大使館にお問い合わせください。

（４）以上を踏まえ、ポリオ発生国（インドネシア、アフガニスタン、パキスタン、パプアニューギニア、ケニア、コンゴ民主共和国、ソマリア、ナイジェリア、ニジェール、モザンビーク）への渡航を予定している方及び現地に滞在している方は、以下２を参考にポリオの予防接種を検討してください。特に、現在ポリオウイルス感染者の発生が報告されている地域に渡航する場合は、以前に予防接種を受けていても、追加接種をご検討ください。現地の小児定期予防接種一覧、医療機関情報等については、渡航・滞在先の在外公館のホームページをご参照ください。

（参考）

厚生労働省ホームページ：ポリオ（急性灰白髄炎）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/polio/>

厚生労働省検疫所 F O R T H ホームページ：海外渡航のためのワクチン

<https://www.forth.go.jp/useful/vaccination.html>

（５）なお、外務省は、アフガニスタン全土、シリア全土、ソマリア全土、パキスタン、ケニア、コンゴ民主共和国、ナイジェリア及びニジェールの一部地域に退避勧告を発出し、どのような目的であれ渡航を止めるよう注意喚起しています。以下の危険情報をご参照ください。

アフガニスタン：

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_041.html

シリア：

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_051.html

ソマリア：

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_110.html

パキスタン：

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_011.html

ケニア：

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_100.html

コンゴ民主共和国：

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_103.html

ナイジェリア：

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_115.html

ニジェール：

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_116.html

2 ポリオについて

(1) 感染源

ポリオ（急性灰白髄炎）は、感染者（特に小児）の糞便又は咽頭分泌液との直接接触等によってポリオウイルスが人の口の中に入り、腸の中で増えることで感染します。増えたポリオウイルスが再び便の中に排泄されて、この便を介してさらに他の人に感染します。まれに汚染された水や食物などからも感染します。成人が感染することもあります。主に小児で起こります。

(2) 症状

潜伏期間は3～21日（通常は7～21日）、感染しても90%～95%は無症状（不顕性感染）です。4～8%は軽症であり、発熱、風邪のような症状や胃腸症状（咽頭痛、咳、発汗、下痢、便秘、悪心など）が見られます。また、感染者の1～2%は、頭痛、嘔気、嘔吐、頸部及び背部硬直などの髄膜刺激症状を呈します。感染者の0.1～2%が典型的な麻痺型ポリオとなり、1～2日の風邪のような症状の後、解熱に前後して急性の筋肉、特に下肢の麻痺（急性弛緩性麻痺）が起きることが多いです。発症から12か月過ぎても麻痺又は筋力低下が残る症例では、永続的に後遺症が残る可能性があります。

(3) 治療

麻痺の進行を止めるための治療や、麻痺を回復させるための治療が試みられてきましたが、現在、特効薬などの確実な治療法はありません。麻痺に対しては、残された機能を最大限に活用するためのリハビリテーションが行われます。

(4) 予防

ア 予防接種

日本の定期の予防接種では、平成24年8月までは経口生ワクチンが使用されていましたが、平成24年9月以降は注射の不活化ポリオワクチンが使用されています。ポリオが発生している国に渡航する人は、追加の予防接種を検討してください。

なお、生ポリオワクチンを接種した場合、ワクチンウイルスが体外に排泄されるため、極めてまれではありますが、接種後便中に排泄されるワクチンウイルスから免疫のない子供や大人に感染し、麻痺をおこすこともありますので、接種後の衛生管理にも注意してください。ただし、日本国内で主に用いられている不活化ポリオワクチン接種（注射によるもの）では、基本的にこのようなことが起こることはないと言われています。

イ 感染予防

ポリオの流行地では以下のような感染予防対策を心がけ、感染が疑われる場合には、直ちに医師の診察を受けてください。

●こまめに石けんと水で手洗いし、特に飲食の前、トイレの後は念入りに手洗

いを励行する。

- 野菜や果物は安全な水で洗い、食物は十分加熱してから食べる。
- 乳製品は殺菌処理されたものののみ飲食する。
- 飲料水や調理用の水はミネラルウォーターを使用する。水道水を利用する場合は、一度十分に沸騰させた後使用する。安全な水から作ったと確認できる氷以外は使用しない。

（５）予防接種証明書

ア 国内での予防接種証明書

国内での予防接種証明書の取得については、予防接種を実施した医療機関にご相談ください。

イ 海外での予防接種証明書

海外での同証明書の取得については、渡航先の日本国大使館にご照会ください。

３ 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万一来に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。３か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>）

また、３か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。（詳細は<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html> 参照）

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902、2903

（外務省関連課室連絡先）

○外務省領事局政策課（海外医療情報）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）5367

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）

（現地在外公館連絡先）

○在インドネシア日本国大使館

電話：61-21-31924308

ホームページ：https://www.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在スラバヤ日本国大使館

電話：62-31-5030008

ホ　　ー　　ム　　ペ　　ー　　ジ　　：
https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在マカッサル領事事務所

電話：62-411-871030

ホームページ：

https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/makassar.html

○在デンパサール日本国総領事館

電話：62-361-227628

ホ　　ー　　ム　　ペ　　ー　　ジ　　：
https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在メダン日本国総領事館

電話：62-61-4575193

ホ　　ー　　ム　　ペ　　ー　　ジ　　：
https://www.medan.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在パキスタン日本国大使館

電話：(92-51) 9072500

ホームページ：<https://www.pk.emb-japan.go.jp/index.jp.htm>

○在カラチ日本国総領事館

電話：(92-21) 35220800

ホームページ：<https://www.kr.pk.emb-japan.go.jp/j/index.html>

○在パプアニューギニア日本国大使館

電話：(675) 321-1800

ホームページ：https://www.png.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在アフガニスタン日本国大使館

電話：(870) 772-254-504、(870) 772-250-388（衛生電話）

(93) 799-689-861、(93) 793-915-658（早朝、夜間、週休日（金・土曜日）

等で緊急を要する場合）

ホームページ：<https://www.afg.emb-japan.go.jp>

○在ケニア日本国大使館（在ソマリア日本国大使館兼轄）

電話：(254) 20-2898000

ホームページ：https://www.ke.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在コートジボワール日本国大使館（在ニジェール日本国大使館兼轄）

電話：(225) 2021-2863 , 2021-3043 , 2022-1790

ホームページ：https://www.ci.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在コンゴ民主共和国日本国大使館

電話：243 (0) 81 555 4731

緊急用電話：081-880-5059

ホームページ：<https://www.rdc.emb-japan.go.jp/>

○在ナイジェリア日本国大使館

電話：234-(0) 90-6000-9019

ホームページ：<https://www.ng.emb-japan.go.jp/j/>

○在モザンビーク日本国大使館

電話：258-21-499-819/20

ホームページ：https://www.mz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html